

福祉生活病院常任委員会資料

(平成24年9月19日)

[件名]

1 第5回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の結果について

(危機対策・情報課) … 1

危機管理局

第5回原子力安全対策プロジェクトチーム会議の結果について

平成24年9月19日
危機対策・情報課

9月6日、防災基本計画（原子力災害対策編）が、中央防災会議で修正決定され、本県が原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（UPZ）として正式に位置づけられる見込みとなったことを踏まえ、本県の原子力防災体制整備の進捗状況の確認と作成中の住民避難計画を検討するため、次のとおりプロジェクトチーム（PT）会議を開催しました。

1 概要

(1) 日時、場所

9月12日（水）午後2時15分～3時15分、災害対策本部室（第二庁舎3階）

(2) 参加者

- ・知事、統轄監
 - ・各部局長・次長、企業局経営企画課長、病院局総務課長、教育委員会事務局次長、警察本部警備第二課長
 - ・各総合事務所、米子市、境港市 …テレビ会議で参加
- ※各市町村にも会議の状況を自治体衛星通信で配信

(3) 主な議題

- ア 防災基本計画（原子力災害対策編）の修正と県の対応
- イ 県地域防災計画（原子力災害対策編）の作成
- ウ 住民避難計画の作成 等

2 検討状況

(1) 防災基本計画の修正を踏まえた県の対応状況

○中央防災会議で、防災基本計画（原子力災害対策編）が大幅に修正

主な修正事項	県の対応状況
<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域は、原子力規制委員会が（近く）示す「原子力災害対策指針」の「原子力防災対策を重点的に実施すべき区域」を目安 【PAZ、UPZの距離、地域等は明示されていない。】 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成作業に着手済み （改正原災法施行後、半年以内に関係自治体には改正が義務付けられる。（3/18まで）） ※政令で鳥取県、米子市、境港市は、策定すべき地域（関係周辺都道府県及び関係周辺市町村）として位置付けられる（9/19） ※今後、国が示す拡散シミュレーションを参考に島根県と連携してUPZの範囲を決定
<ul style="list-style-type: none"> ・SPEEDIの活用として、予測データを自治体やHP等で一般公表 ・SPEEDIと原子炉施設の状態予測等を迅速に行うERSSの一体的に運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・SPEEDIの計算範囲を拡大し、県全域と避難先・避難ルートとなる隣接県域も配信図形に反映（年度内完成予定）
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急被ばく医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・実効的な緊急被ばく医療が実施できるよう緊急被ばく医療計画の策定（年度内完成予定） ・被ばく医療機関の指定を終了し（4月）、体制、資機材の整備を開始
<ul style="list-style-type: none"> ・広域避難計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県等（2県6市）と連携して、住民避難計画を作成中

<ul style="list-style-type: none"> 安定ヨウ素剤の予防的服用 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体は、国の方針又は独自判断により服用指示を行う 原子力規制委員会が服用方法を検討する予定 ⇒安定ヨウ素剤の服用基準を検討中
<ul style="list-style-type: none"> 住民の参加を考慮した実践的な防災訓練の共同実施と事後評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 来年1月頃、島根原発に係る島根県等と合同訓練を住民等も参加して実施予定

(2) 住民避難計画（広域避難計画）の策定

No.	区分	報告内容等
1	全体の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 市町村間のマッチング(コミュニティ(自治会単位))が終了 今後も県内各市町村間、島根県、米子市、境港市、国等(自衛隊、中国運輸局、JR等)と調整 ⇒9月 住民避難計画の概要公表、市町村との意見聴取、3月住民避難計画公表
2	避難計画の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○目的 島根原発において過酷事故(シビアアクシデント)が発生した場合に、防護措置としての避難を迅速かつ的確に実施し、住民の安全安心を確保する。 ○対象 鳥取県内全域(UP Z 30 km圏内を含む)、県内外の要避難地域及び避難先地域を対象とする。 ○内容 避難対象地域や避難の要領(避難指示、避難の形態、災害時要援護者の避難、児童生徒避難、避難誘導)、避難手段(自家用車、公共輸送)、避難経路、広域避難所運営、被ばく医療(スクリーニング、安定ヨウ素剤)、安否情報の収集・提供、広報、平常時・緊急時モニタリング等

(3) 避難計画に係る主な協議結果等

(ア) 今後のスケジュール

- 本日の議論をとりまとめ、住民避難計画の概要として県議会に説明する。
- 来年3月には住民避難計画を策定する。

(イ) 協議内容

- 児童生徒の避難
安全を最優先として対応し、的確な状況判断のもと最終的に保護者に確実に引き渡すために、速やかに即時避難が求められる場合には、学校単位での避難を優先(避難先で保護者に引き渡す)するケースも想定し、バス等の輸送手段の手配を検討する。
- 災害時要援護者の避難
輸送手段としての福祉タクシー等の県内調達可能台数を踏まえ、国・中国地方各県等に協力要請し、予め確保する。
- 安定ヨウ素剤の予防的服用
被ばく防止の観点から一斉に速やかに服用できるよう、予め各世帯に配布することなどを至急検討する。[必要に応じて、国に服用基準の検討等も要望する。]
- 環境放射線モニタリングの一体的な監視
鳥取県側と島根県側のデータを一体的に監視するシステムの構築は来年度整備

する予定。

- ・緊急時モニタリングセンター（EMC）
緊急時にはモニタリングを一元的に行うため、衛生環境研究所長を母体として、緊急時モニタリングセンターを対策本部に設置する。
- ・高速道路の無料化
料金所での渋滞防止のため、NEXCO 西日本等と調整する。
- ・スクリーニング実施場所
自家用車避難のルート上に複数カ所、自家用車の避難を考慮し、総合支援ポイントという観点からスクリーニング会場を設置する。

(参考)

国の原子力安全体制の見直し状況（原子力安全・保安院）

○原子力規制委員会設置法の施行（H24.9.19）〔公布（H24.6.27）〕

原子力規制委員会、原子力規制庁（事務局）が発足。

○改正原子力安全対策特別措置法の施行（H24.9.19）

今後、原子力災害対策指針が、示され、UPZ30km 圏に係る関係周辺都道府県として鳥取県が位置づけられる見込み。

住民避難計画の概要

原子力安全対策プロジェクトチーム（危機管理局）

1 計画で想定する状況

特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）を想定せずに、何らかのプラント事故により、UPZ内の住民避難が必要になったと想定とする。

複合災害を考慮し、国道431号が使用できない条件も併せて設定する。

2 方針

県は、住民の被ばくを防止するため、内閣総理大臣等の避難指示に基づき、防護対策として避難を実施する。この際、災害時要援護者に配慮する。

避難指示に当たっては、島根原子力発電所からの距離に応じた段階的避難を実施し、住民の一斉避難による大渋滞発生により（避難できない、車内に閉じ込められる）、住民が被ばくする危険性を防止する。

3 避難の要領

(1) 避難指示等

内閣総理大臣等の避難指示等に基づき、避難等を行うことを基本とする。

(2) 避難の形態

ア 屋内退避（コンクリート屋内退避）

イ 市町村境界を超える避難

要避難地域	避難先地域	避難者数
境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約3.6万人
米子市	鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町	約2.9万人

コミュニティ単位（自治会単位）でのまとまった避難

ウ 県境界を越える避難

島根県から県内（西部町村、智頭町、若桜町）への避難

(3) 災害時要援護者の避難

施設入所者	・ 一次的に避難する施設を経て、避難先の福祉施設等を確保した後に避難
在宅要援護者	・ 一次的に避難する施設を経て、避難先の福祉施設等を確保した後に避難 ・ 可能な場合は、一般の避難所へ、直接避難
入院患者	・ 避難先の病院を確保した後、避難

(4) 児童生徒等の避難

学校長は、状況に応じて、生徒等全員をUPZ外に避難あるいは校舎内に屋内退避させる。

ただし、避難開始までに時間的余裕があるとき等で、安全が確保されると県が判断するときは、児童生徒等を保護者に引き渡す。

(5) 観光客の避難

速やかに各種手段を通じて事故情報等を伝達し、避難経路等を情報提供し、自主避難を呼びかける。

4 避難誘導等

(1) 避難先

県中部・東部地域に避難する。

市町村が住民への避難広報を行い、避難者を一時集結所へ誘導する。

公共交通機関を使用する場合は、県がバス等によりあらかじめマッチングした避難所へ輸送する。自家用車による避難の場合は、避難の指示にしたがって避難する。

(2) 避難の優先順位

ア 地域

島根原子力発電所に近い地域から段階的に避難を行い、受入れはより以遠の東部地域から順次行う。

イ 対象者

(7) 乳幼児、小児（未就学児）及び妊婦は、優先的に避難する。

(4) その他災害時要援護者については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

5 避難手段

避難手段の最適な組み合わせにより、迅速かつ的確な避難を実施する。

不足する輸送力は、災害時要援護者を輸送する車両を含めて、あらかじめ関係する機関と調整して必要量を確保する。

自家用車	自家用車を利用できる住民 避難者の多くが自家用車を使用すると想定（※シミュレーション、実態調査等により随時見直す）
公共輸送	バス、JR
福祉車両	災害時要援護者
その他	航空機（入院患者等の優先順位の高い災害時要援護者の避難）、船舶
自衛隊	輸送力が不足する場合等の緊急輸送

6 避難経路

国道9号、米子自動車道、中国自動車道の3経路沿いを主要避難経路として、避難誘導、道路啓開等を重点的に行い、経路を確保する。

7 避難所

(1) 避難施設

県及び避難者を受け入れる市町村が、避難所の確保を行う。避難者と避難所のマッチングは、コミュニティ単位（自治会単位等）を基本とする。

(2) 避難所の運営

あらかじめ確保した避難所について、県有施設は県が、市町村有施設については市町村が避難所の管理・運営を行う。

ただし、県が、食糧及び生活物資の一括調達と避難所（生活物資は市町村が設置する物資集積所）への配給を行う。

8 スクリーニング等

(1) スクリーニング

主要避難経路沿いに、スクリーニング会場を設け、避難者のスクリーニングと避難者に必要な支援等を総合的に行い、必要に応じて、簡易な除染を行う。

なお、避難経路においてスクリーニングできなかった避難者については、避難先地域に設置したスクリーニング会場で行う。

効果的な実施方法については、国の検討結果を待ち、さらに検討を行う。

(2) 安定ヨウ素剤

主に一時集結所において配布するが、自家用車の避難の場合は、スクリーニング会場等で配布する。迅速に服用する手段について、国の検討結果を待ち、さらに検討を行う。

9 安否確認

(1) 安否情報の収集

市町村は、避難者の安否情報を収集し、避難者名簿を作成する。

(2) 安否情報の提供

県及び市町村は、庁舎、避難所等で、安否情報を提供できるようにする。このため、市町村が集めた情報を共有し、問合せに的確に対応する。

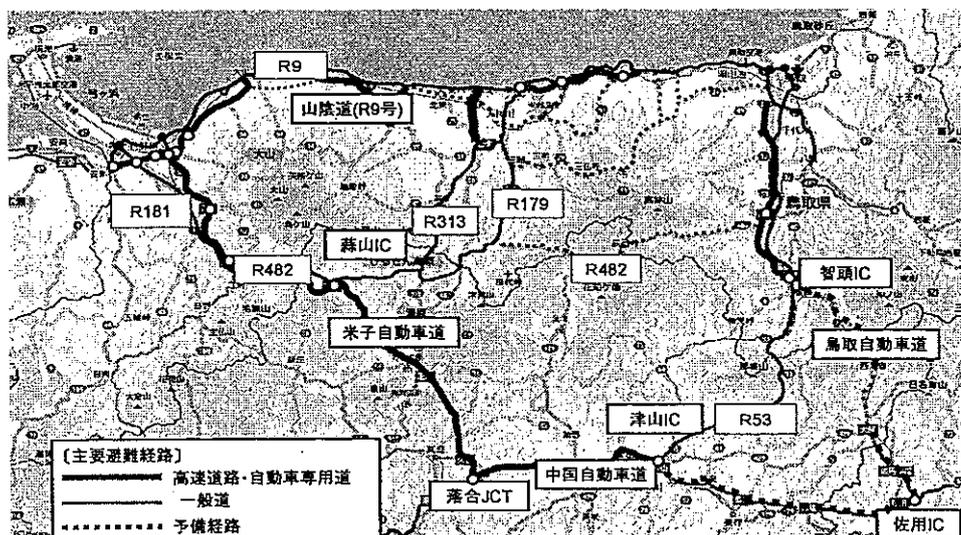
10 広報

国（オフサイトセンター）との役割分担に基づき、県及び市町村は、様々な広報手段を用いて、避難指示及び必要な情報を住民に伝達する。

この際、一時的に滞在している旅行者等への情報の伝達についても留意する。

(参考)

避難経路



【自家用車・バス】3主要避難経路沿い(国道9号、米子自動車道、中国自動車道)

【JR】境線、(山陰本線:米子駅～倉吉駅・鳥取駅)